

家屋を新(増・改)築により取得した方へ

土地や家屋を取得すると、その取得ごとに一度だけ県の不動産取得税が課税されます。

税額は不動産取得税の課税標準額の3%(ただし、住宅以外の家屋の取得については4%)になります。なお、次の要件を満たしている場合には取得した旨を申告し、減額申請の手続を行うことにより軽減措置の適用を受けることができます。

1 特別適用住宅の軽減

(1) 新築住宅

【要件】

延べ床面積50㎡(貸家用共同住宅)については1区画40㎡以上240㎡以下であること。

【特例控除額】

価格(注)から1,200万円が控除されます。

(2) 中古住宅

【要件】

次の全ての条件を満たしていること。

- ①個人である取得者自らが居住するものであること。
- ②延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること。
- ③新築後20年(一定の耐火構造のものは25年)以内であること。平成17年4月1日以降の取得については、当該年

数を経過していても新耐震基準に適合する旨の証明がなされている住宅を取得したこと。(昭和57年1月1日以降建築については適合するものとみなされます。)

【特例控除額】

新築年月日により価格(注)からの控除額が異なります。

▽新築年月日(控除額)

H9. 4. 1以降	(1,200万円)
H元. 4. 1～H9. 3. 31	(1,000万円)
S60. 7. 1～H元. 3. 31	(450万円)
S56. 7. 1～S60. 6. 30	(420万円)
S51. 1. 1～S56. 6. 30	(350万円)
S47. 12. 31以前(150万円)	(200万円)

(注)「価格」とは、新築住宅では「固定資産評価基準」により算定した価格で、中古住宅では取得時の固定資産課税台帳の登録価格です。

2 特別適用住宅用土地の軽減

(1) 新築住宅用土地

【要件】

次のいずれかに該当していること。

- ①土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅が新築されていること。
- ②土地の取得前1年以内(その

土地の上に、土地の取得者が住宅を新築していること。

(2) 新築未使用(建売)住宅用土地

【要件】

次のいずれかに該当していること。

- ①土地の取得者が、土地の取得から1年以内又は取得前1年以内に、自ら居住する新築未使用住宅(平成10年4月1日以降新築の住宅)を取得していること。
- ②新築後1年以内(平成11年4月1日から平成16年3月31日までの土地の取得は2年以内)に新築未使用住宅と土地を取得していること。

(3) 中古住宅用土地

【要件】

土地の取得者が、土地の取得から1年以内又は取得前1年以内に、自ら居住する住宅を取得していること。

(4) 税額から減額される額

次のいずれが多いほうの額

- ①45,000円
- ②1㎡当たりの土地価格×住宅の延べ床面積の2倍×3%(200㎡が限度)

※宅地評価土地の場合、その価格に2分の1を乗じた後の1㎡当たりの価格

◆問い合わせ

県中地方振興局県税部
024-1935-11254

休日当番のお医者さん

月 日	当 番 医	所 在 地	電話番号
6月21日(日)	大久保クリニック	田村市(船引町)	82-2555
28日(日)	南東北病院附属大越診療所	田村市(大越町)	79-2121
7月5日(日)	奥秋医院	田村市(船引町)	86-2034
12日(日)	公立小野町地方総合病院	小 野 町	72-3181
19日(日)	かとうの内科クリニック	田村市(船引町)	81-1388
20日(祝)	さいとう医院	小 野 町	72-2500
26日(日)	島貫整形外科	小 野 町	72-2722

*電話確認の上、受診してください。

*詳しい情報は、「福島県救急医療情報システム」の「休日当番医検索」をご覧ください。
<http://www.ftmis.pref.fukushima.jp>

*子ども救急電話相談 毎日19時～翌朝8時 ☎024-521-3790

*詳しい情報は、「こどもの救急についてのホームページ」をご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.jp/imu/kodomokyuuquyuu/kodomokyuuquyuu.htm>

